平成２１年（フ）第１２１６号
千葉県市川市宝２丁目14番９―502号　ＴＯＰ行徳５
債務者　日高　　進
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２９号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番６棟202号
債務者　目崎　由紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３９号
千葉県八千代市勝田台１丁目30番地　Ｃ棟709号
債務者　樋口　数満
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５０号
千葉市中央区本町１丁目４番９号
債務者　鴇田　良雄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７１号
千葉県浦安市猫実５丁目５番10号
債務者　新谷　光夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８０号
千葉県市川市南行徳１丁目19番５―701号らすーる行徳
債務者　貴島　清文
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３４号
千葉市花見川区幕張本郷１―28―16、住民票上の住所千葉市花見川区幕張本郷２丁目21番26号
債務者　大内　　一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３２号
千葉県山武郡大網白里町大網142番地５　金子コーポ201号室
債務者　高梨　佳美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４８号
千葉県匝瑳市若潮町25番地３　トガシハイツ101
債務者　中山　　彩
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
山梨県都留市境208番地
債務者　遠山　洋行
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
長野県塩尻市大字洗馬3254番地３
債務者　髙山ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７０２号
岐阜県各務原市蘇原瑞雲町２丁目21番地２ハイヴィレッジ蘭201
債務者　青山　英生
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０３号
岐阜市富沢町35番地３
債務者　谷内　教夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町２丁目19番地ラーク宝積寺201
債務者　舟木美保子（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０７号
岐阜県関市塔ノ洞2477番地21
債務者　嶋津　孝子（旧姓末次）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０９号
岐阜市光樹町45番地１サンライン岐阜コーポ503号室
債務者　長谷川勝己
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１０号
岐阜市光樹町45番地１サンライン岐阜コーポ503号室
債務者　長谷川利子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３８号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2269番地１　パジェロ製造株式会社直心寮265号室
債務者　牧　　智久
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部